

# 社会福祉法人牧羊会

## 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人牧羊会の評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事および監事をいう。

(評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、日当 2,000 円を現金で支払うこととする。

(評議員業務の報酬等)

第4条 評議員が評議員会開催日以外の日において、評議員としての業務を行った際は、日当 2,000 円を現金で支払うこととする。

(評議員業務の交通費)

第5条 第3条および第4条の業務において生じた交通費は、実費を現金で支払うこととする。

(報酬等の総額)

第6条 第3条および第4条の合計額は、評議員一人当たり年額 10,000 円を超えないものとする。

(改正)

第7条 本規定の改正は、評議員会で承認されなければならない。

附則

本規定は、平成29年4月1日をもって施行する。